

事業所の管理者や専門職の配置基準緩和を検討

第223回介護給付費分科会では、「介護人材の確保と介護現場の生産性の向上」をテーマに

- (1) 介護人材の処遇改善等
 - (2) 人員配置基準等
 - (3) 介護現場の生産性向上の推進／経営の協働化・大規模化
 - (4) 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて
- の4点について現状と課題及び論点が出され議論が行われました。

厚労省から人材配置基準について、「サービスの質の担保に留意しつつ、柔軟な働き方を可能としていく」と提案、委員からは緩和に賛成する意見と、一方で職員の負担が増えるなどを理由に反対する意見もありました。

管理者のテレワーク等の取扱いに関する事務連絡（抄）

・管理者について、令和5年9月5日に事務連絡「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」を発出した。

第1 テレワークに関する基本的な考え方

介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。なお、本事務連絡に記載の取扱いについては、管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種（介護職員等）を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示したものではない。管理者以外の職種におけるテレワークの取扱いについては、今後、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、令和5年度中に別途お示しすることとする。

提示された論点

- EPA介護福祉士候補者及び技能実習生について、介護サービスの質の確保等に十分に配慮した上で、就労開始直後から人員配置基準に算入することについてどう考えるか。
- 介護職員の業務負担軽減や介護サービスの質の向上を図り、多様な人材がやりがいをもって働くことができる介護現場となるように、更なるテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍を推進するに当たって、どのような方策が考えられるか。
- 提供する介護サービスの質の担保に留意しつつ、柔軟な働き方を可能としていくため、また、デジタル原則への適合性の観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・ローカルルールへの対応について、実態の把握を含めどのような方策が考えられるか。
- 介護の現場で働く方の確保に向けて、どのような方策が考えられるか。
- ・処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用いただき、現場で働く方に届くようにする観点
- ・新規人材の確保、適切な業務分担の推進、やりがいの醸成・キャリアアップを含めた離職防止や、職場環境等要件に基づく取組について、より実効性のあるものとしていく観点から、どのような方策が考えられるか。

委員からの主な意見

- ① 処遇改善加算が三つに分かれて複雑。一本化するなど効率化を図っていただきたい。
- また、基本報酬への組み立ては区分支給限度額のあり方と合わせて検討する必要がある。
- ② 常勤専従要件の緩和、ローカルルールの取り扱いなど、是非ワイクの取り扱いなど、是非検討していただきたい。
- ③ 介護ロボットなどの機器の導入に当たっては、事業者側の視点だけではなく利用者への処遇にどれだけの効果があつたのかエビデンスを提示していくべき。
- ④ 介護職員の業務のうち、どの部分を介護助手に担わせるかを明確にして、エビデンスを含めて提出をしてほしい（民間介護事業推進委員会）
- ・就労開始6ヶ月未満の技能実習生やEPA候補者を人員配置基準の対象とすることで、他の職員の負担増、ケアの質の低下、専門性の向上を妨げることが懸念される（日本労働組合総連合会）
- ・同一拠点内において複数事業を展開している場合、介護サービスを質の担保、職員負担に留意しつつ、職員配置基準や専門職の専従要件について、柔軟な対応ができるよう、見直しを検討する必要がありと考える（全国老人福祉施設協議会）

- 25・訪問介護事業所の月平均介護支援事業所は月25万9036円とほぼ横並びになっている。処遇改善加算に加えるか、基本報酬での評価をお願いしたい（日本介護支援専門員協会）
- ・人員配置基準のローカルルールについて自治体の考え、合理性の説明もあわせて公表いただきたい（日本経済団体連合会）
- ・介護業界8団体で行った調査で、介護職の他業界への離職が急激に進んでいることがわかった。特に10年以上勤務している中堅介護職の離職者前年度比45%増となっている。令和6年度の改定では介護現場の賃上げが十分にできるよう財源を確保することが必須と考える（全国老人保健施設協会）
- ・テクノロジーの活用によって業務効率化や職員の負担軽減を図ることが重要であるが、本来の目指すべきところはケアの質向上を目指すことである。利用者に対する効果、安全性、尊厳の視点など十分な評価指標に納得得てのデータを示していただくことが重要と考える（日本看護協会）
- ・日本の介護労働市場が国際的な競争の下にあるという理解が足りない。国全体として考えるべき課題である（松田委員）